

加東市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づき実施した令和5年度随時監査（工事監査）の結果について、同条第9項の規定により、ここに公表する。

令和6年2月26日

加東市監査委員 壺井弘次

加東市監査委員 田中正紀

加東市監査委員 神田耕司

令和5年度随時監査（工事監査）結果及び意見

1 監査の対象

令和4年度加東市社地域小中一貫校建設工事

2 監査の実施日

書類調査 令和5年11月22日

現地調査 令和5年11月24日

3 監査の方法

監査は、上記工事について、その計画、設計、積算、契約、施工及び施工管理が適切かつ効率的に執行されているかどうかについて、工事関係書類の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取し、併せて施工中の工事現場の現地調査を行った。

なお、実施にあたっては、専門的な知識を必要とするため、公益社団法人大阪技術振興協会との技術調査業務委託契約に基づき、技術士の派遣を求め監査し、技術士の意見を参考にした。

4 監査対象（工事）の概要

(1) 工事場所 加東市木梨 1134 番地 62 ほか

(2) 工事概要

ア 建築工事（交流棟、増築校舎棟、プール棟ほか）

イ 電気設備工事

ウ 機械設備工事

エ 外構工事

(3) 建物概要

ア 敷地面積 66,172.22 m²

イ 建築面積 10,399.75 m²（既設 3,545.74 m²含む）

ウ 延床面積 21,041.56 m²（既設 7,213.77 m²含む）

エ 地域・地区 用途地域：第1種中高層住居専用地域
防火地域：建築基準法第22条指定区域
その他：景観形成地区

オ 用途 小中一貫校

カ 構造・階数 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上4階

(4) 設計業務

ア 受託者 株式会社大建設計大阪事務所 大阪市西区京町堀 1-13-20

取締役執行役員大阪事務所長 前田幸宏（現在 田嶋慎也）

- イ 委託費
- (7) 委託方式 公募型プロポーザル 10 者参加 6 者企画提案書提出
 - (イ) 予定価格 240,958,300 円 (消費税込)
 - (ウ) 契約金額 198,550,000 円 (消費税込)
 - (エ) 契約日 令和 2 年 8 月 26 日
 - (オ) 履行保証 履行保証保険有り
- ウ 業務期間 令和 2 年 8 月 27 日～令和 4 年 3 月 25 日

(5) 工事監理業務

- ア 受託者 株式会社大建設計大阪事務所 大阪市西区京町堀 1-13-20
取締役執行役員大阪事務所長 前田幸宏 (現在 田嶋慎也)

- イ 委託費
- (7) 委託方式 随意契約
 - (イ) 契約金額 74,800,000 円 (消費税込) 変更 : 83,155,600 円
 - (ウ) 契約日 令和 4 年 6 月 30 日 変更 : 令和 5 年 9 月 28 日
 - (エ) 履行保証 履行保証保険有り
- ウ 業務期間 令和 4 年 7 月 1 日～令和 6 年 3 月 35 日
変更 : 令和 4 年 7 月 1 日～令和 6 年 7 月 25 日

(6) 工事請負業務

- ア 請負業者 松村組・吉住工務店特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社松村組大阪本店 大阪市北区天満 1-3-21
取締役常務執行役員本店長 上野 稔
構成員 株式会社吉住工務店 丹波市春日町野村 2465
代表取締役 吉住正基

- イ 工事費
- (7) 入札方式 制限付一般競争入札 (事後審査型) 5 者申請 4 者入札
 - (イ) 予定価格 5,484,899,200 円 (消費税込) 変更 : 6,021,635,400 円
 - (ウ) 契約金額 5,274,500,000 円 (消費税込) 変更 : 5,750,245,600 円
 - (エ) 低入札調査基準価格 5,046,107,000 円 (消費税込)
 - (オ) 失格判断基準価格 4,113,674,400 円 (消費税込)
 - (カ) 履行保証 履行保証保険有り
 - (キ) 契約日 令和 4 年 6 月 24 日 変更 : 令和 5 年 9 月 28 日
 - (ク) 財源区分 公立学校施設整備費負担金事業 : 国費負担 1/2 増築校舎棟・交流棟 (小学校部分)、屋内運動場棟 (小体育館部分)
学校施設環境改善交付金事業 : 国庫負担 1/3 (太陽光発電設備 1/2) プール (大、小)、柔剣道場、太陽光発電設備
- ウ 工事期間 令和 4 年 6 月 25 日～令和 6 年 3 月 25 日

変更：令和 4 年 6 月 25 日～令和 6 年 7 月 25 日

エ 工事進捗状況

計画 60% 実施 60% (令和 5 年 11 月 24 日現在)

(7) 工事監督員

教育委員会事務局こども未来部 小中一貫教育推進室職員 6 名

5 監査の結果及び意見

監査の結果、概ね適切に処理されているものと認められた。

なお、本監査に係る委託先の技術士による専門的・技術的な所見は、次のとおりである。

建築部門

【総評】

本事業は、平成 28 年 1 月の定例教育委員会において、①社地域小中一貫校の設置場所は加東市立社中学校周辺とする、②開校時期は、令和 6 年度（後に令和 7 年度）とする、③施設の形態は、教育効果及び安全面を考慮した一体型校舎で開校を目指すとして決定され、公募型プロポーザルにて設計業務受託者を選定し、基本・実施設計を行い、建設工事を実施するものである。

調査時の現況は、屋内運動場棟は、躯体工事は完了し各階外内装・設備工事中である。増築校舎棟は、塔屋躯体工事中、各階外内装・設備工事中である。交流棟は、鉄骨工事・床躯体工事は完了し、屋根及び各階外内装・設備工事中である。工事の進捗率は 60%であった。

事業目的・計画、設計、積算、入札・契約、施工管理及び個別施工については、書類の整備状況を含め概ね良好である。また、現場状況についても大きな問題は見られない。よって、当該工事の総評として、良好と評価する。

なお、各項の「所見」で気付いた点を併記しているため、今後の業務に活用されたい。

(1) 事業目的・計画について

「所見」

本事業の背景、経緯は、明確であり、整備方針も的確に定められ、さらに財源の検討もされており、事業目的・計画は適正である。

(2) 設計について

「所見」

各設計共、設計業務委託仕様書の内容を満たしたものとなっており、特に問題はない。書類調査で気付いた点を以下に記す。

- (1) 確認済証の受領日が設計期限より 1 か月遅れ、確認申請の指摘事項の一部（構造関係）が工事発注用設計図書に反映されていなかった。基本設計、実施設計、積算業務のスケジュールを適切に管理されることが望ましい。[意見]
- (2) 交流棟、屋内運動場棟の金属屋根のメンテナンスの容易性・安全性の向上について

検討することが望ましい(軒とい周り、妻面、屋外設備機器置場上部吹抜け部底)。

[意見]

- (3) 設計図の最新版の識別ができるように、変更事項、日付を記載して、トレーサビリティを可能とすることが望ましい。[意見]

(3) 積算について

「所見」

採用した積算基準や歩掛りの運用、見積徴取及び積算書の照査まで、特に問題はない。書類調査で気付いた点を以下に記す。

- (1) 工事監理業務費を変更契約しているが、追加業務費の算出根拠として、全体工期の延長とは区別して、土壌汚染対策工事に係る工事監理業務人日数を算出することが望ましい。[意見]

(4) 入札・契約について

「所見」

設計及び工事監理業務の委託、工事請負業者の選定、監督員通知から契約変更まで、入札・契約に係る事務処理は、特に問題はない。

書類調査で気付いた点を以下に記す。

- (1) 設計業務委託に係る公募型プロポーザルの二次審査における価格評価点の算定方法、価格評価の配点比率の妥当性について、今後確認されることが望ましい。[意見]
- (2) 設計意図伝達業務は、工事監理における設計業務受託者の業務として、設計業務委託仕様書の中で明確に位置付けられることが望ましい。[意見]
- (3) 監理業務委託仕様書には、監理人日数を特記されることが望ましい。[意見]

(5) 施工管理について

「所見」

各工事施工計画書、施工図の承諾、検査・試験立会、工程管理、品質管理、施工監理、労働安全衛生管理まで、施工管理は、特に問題はない。

書類調査で気付いた点を以下に記す。

- (1) 工事関係図書は、建築基準法、建築士法、建設業法に定める各図書類の保存期間を参照のうえ、書類種別ごとの保存期間を定め、計画通知書類、設計図、設計書、完成図については将来の改修時にも必要となるので永年保存とされることが望ましい。[意見]
- (2) 屋内運動場棟の1階柱なし部分(DX6, DY4)の躯体工事は、2階大梁(2G84)下の支保工の存置期間を含め施工手順を施工計画書に記載し承諾を得ることが望ましい。[意見]
- (3) 工事写真には、工事名、工事種目、撮影部位、寸法等、撮影時期、立会者名、受注者名、その他の必要事項を記載した黒板を撮影対象とともに写し込むことが望ましい。[意見]
- (4) 設計者、施工者ともに、建設工事における環境対策として、建設資材の調達に関

し、グリーン購入法に基づく調達を推進する意識を高めることが望ましい。[意見]

(6) 個別施工について

「所見」

各工事とも、調査日時点までに実施した検査・試験報告書等は、提出整理されており、特に問題はない。

書類調査で気付いた点を以下に記す。

- (1) コンクリート工事施工計画書には、構造体コンクリートの強度補正 (+3N/mm²、+6N/mm²) の期間、圧縮強度試験用の供試体の養生方法等について記載し、承諾を得ることが望ましい。[意見]
- (2) 協議により特記仕様書、図面の内容を変更した場合は、打合せ記録に記載し、完成図(竣工図:意匠図、構造図、設備図)は、変更箇所が判別可能なようにマークを付け、修正しておくことが望ましい。[意見]

(7) 現場調査結果

「所見」

品質、工程、安全・衛生管理について、大きな問題は見られない。

現場調査で気付いた点を以下に記す。

- (1) 建設業許可票、労災保険成立票、建退共の適用標識、施工体系図、緊急連絡体制図等は、現場事務所前に掲示されているが、工事車両入口横の公衆の見やすい位置にも掲示することが望ましい。[意見]
- (2) 仮囲い適所に透明クリアフェンスの設置、仮囲い頂部に防犯灯の設置等、さらなる近隣・生徒・職員の安全確保、工事の可視化、周辺環境保全を検討されることが望ましい(騒音計・振動計は、別発注で設置済み)。[意見]
- (3) 屋根防水工事に伴う臭気防止対策、足場解体時の騒音防止対策には配慮されたい。[意見]
- (4) 内部作業空間の明るさ確保、空気清浄確保、残材撤去片付、安全通路に危険注意表示等について、再確認されたい。[意見]
- (5) 今後は、各種工事が輻輳するので、より一層の品質と安全を確保して施工されたい。[意見]

設備部門

【総評】

本工事の計画・調査、設計、積算・契約、施工・施工監理の各段階における技術的事項について調査した結果、良好である。

各段階における個々の技術調査結果は次項以下に示す。

1 計画・設計

(1) 事業目的に対する有効性

工事の有効性及び効率性の観点から問題がないか、事業目的に有効なものとなっているか、社地域小中一貫校の整備や、それに伴う電気設備工事及び機械設備工事について、設置目的と施工理由（必要性、効果等）及び工事に至る経緯を有効性の観点から調査した。

また、本校は災害時にどのような拠点となるか、災害拠点の施設・設備・機能、想定している災害や非常事象と、その際に求められる機能を調査した。

調査の結果、適正であると判断する。

(2) 地元住民や関係者との十分な協議・説明

地元住民や関係者（道路、河川等の管理者及び鉄道、電気、ガス、水道等の事業者）との協議・説明は、適切に行われているかを、合規性及び経済性の観点から調査した結果、適正であると判断する。

(3) 交通管理者や関連工事等への届出・協議の実施

交通管理者や関連工事等への届出・協議が行われているか、全体計画または関連工事との連絡調整はどのように行われているかを、合規性の観点から調査した結果、適正であると判断する。

(4) 長寿命化計画・設備維持管理計画の策定

長寿命化計画等が策定され、日常点検や定期点検等の結果が反映されたものとなっているか、既存校における点検結果が反映された設備の長期保守計画となっているか、維持管理要領書が整備されているか、また、その内容は適正かを、経済性及び効率性の観点から調査した結果、適正であると判断する。

(5) 法令に適合した設計

適法に合理的・能率的に行われているか、法令等に適合した設計となっているかを、合規性の観点から調査した。また、施工目的を達成する合理的、効率的工法となっているか、仕様書、現地の状況を十分に反映させた、適切な工法（手法）となっているかを3E（経済性、効率性及び有効性）及び安全性の観点から調査した結果、適正であると判断する。

(6) 設計基準・設計資料等の適切な整備と運用

設計基準、設計資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているかを、合規性の観点から調査した結果、適正であると判断する。

(7) 現地状況の十分な調査と設計等への確実な反映

現地の状況を十分に調査し、設計に反映させているか、仕様書や現地の状況を十分に反映させた適切な工法（手法）となっているかを、3Eの観点から調査した結果、適正であると判断する。

(8) 仕様書や設計図書の的確な作成

仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているかを、合規性及び有効性の観点から調査した結果、適正であると判断する。

(9) 適切な工期

事業目的に照らして、工事の内容、規模、工法、施工時期等は適切か、工期の設定は適切に行われているか、経済的に妥当なものであったかを、経済性及び安全性の観点から調査した結果、適正であると判断する。

(10) 環境に十分配慮した設計

省資源、省エネルギー、資材のリサイクル等、環境に配慮した設計となっているかを、3Eの観点から調査した結果、適正であると判断する。

(11) 障がい者への十分な配慮

障がい者への配慮は適切か、施設関係者や利用者などに対して、ユニバーサルデザインに配慮しているかを、安全性の観点から調査した結果、適正であると判断する。

(12) 将来計画への適切な配慮

将来の施設、設備設置計画を配慮した内容になっているかを、経済性及び効率性の観点から調査した結果、適正であると判断する。

2 積算・契約

(1) 積算基準等の整備状況と運用

積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか、積算基準の内容に矛盾はないか、合規性の観点から調査した結果、適正であると判断する。

(2) 積算基準の適用、歩掛及び単価の設定等

積算基準の適用、歩掛及び単価の設定、数量算定、見積書の検討等、積算金額の算出は適正か、歩掛及び単価の基準日や条件設定は適正かを、有効性、経済性及び合規性の観点から調査した結果、適正であると判断する。

(3) 入札契約方法と方式の選択

本工事の設計、工事監理及び請負工事の契約方法は適切か、入札契約方式の選択は適切に行われているか、工法、器材の選定が合理的・経済的に行われているかを、合規性及び経済性の観点から調査した結果、適正であると判断する。

3 施工

(1) 諸官庁等への事務手続

工事施工に関する諸官庁等への事務手続は適正に行われているかを、合規性の観点から調査した結果、適正であると判断する。

(2) 適切な工事施工計画

工事施工計画は適切か、施工計画書、工程表は整備されているかを、合規性及び3Eの観点から調査した結果、適正であると判断する。

(3) 法令等を遵守した施工

適法に合理的・能率的に行われているか、法令等を遵守して施工されているかを、合規

性及び 3E の観点から調査した結果、適法に合理的・能率的に施工されており、法令を遵守して施工されていると確認した。現地へ搬入されていないものが多いため、現段階では、書類上は適法に合理的・能率的に行われているものと判断される。

(4) 施工計画書どおりの施工

設計図書や施工計画書どおり施工されているか、また、仮設及び工法を指定した場合、これに基づいて施工されているかを、合規性及び 3E の観点から調査した結果、適正であると判断する。

(5) 一括下請負の有無と現地管理体制

一括下請負はなされていないか、施工体制台帳は整備されているか、監理技術者、電気保安技術者等は適正に配置されているか、施工体制台帳は適切に整備されているか、また、適切に現場掲示されているかを、合規性の観点から調査した結果、一括下請負はなされておらず、現地管理体制等は適正であると判断する。

(6) 請負人提出書類の整備

各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか、(ア) 着工届、完成届、現場代理人等届、承諾図、施工図、竣工図、日報、月報等が遅滞なく提出されているか、(イ) 工事記録写真は施工順序に従って整理されているか、工事完了後では確認できない隠ぺい部分が撮影されているか、承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか、また、各種検査、材料試験等は適正に行われ、その報告書等の内容は適切かを、合規性及び有効性の観点から調査した結果、適正であると判断する。

(7) 適切な現場の安全管理・情報セキュリティ管理

現場の安全管理は、工事災害防止対策等を含め適切に行われているか、現場の安全管理（朝礼、安全大会、新規入場者教育、安全衛生協議会、RKY 活動、安全巡視など）は適切に行われているかを、合規性の観点から調査した結果、適正であると判断する。

(8) 適切な工程管理

工程管理は適切に行われているかを、経済性の観点から調査した結果、適正であると判断する。

(9) 適切な品質管理

品質管理は適切に行われているかを、経済性の観点から調査した結果、適正であると判断する。

(10) 既設構造物や関連工事との適切な連絡調整

既設構造物や関連工事との連絡調整は適切に行われているかを、有効性及び経済性の観点から調査した結果、適正であると判断する。

(11) 適切な廃材の分別、処分及び手続

廃材の分別、処分及び手続等は適切に行われているか、発生材の処理は適正になされているか、建設副産物の処理は法規に基づき行われているかを、合規性の観点から調査した結果、適正であると判断する。

(12) 環境に配慮した施工

省資源、省エネルギー、資材のリサイクル等、環境に配慮した施工がなされているかを、合規性の観点から調査した結果、適正であると判断する。

4 検査・監理監督

(1) 履行期限の遵守

履行期限は守られているかを、経済性及び効率性の観点から調査した結果、適正であると判断する。

(2) 各種検査、材料試験等の実施と記録

各種検査、材料試験等は適正に行われているか、また、その記録は整備されているか、履行内容の確認（検査、検収、立会）は厳正に行われているか、施工計画は適切か、施工計画書、工程表は整備されているかを、合規性の観点から調査した。

調査の結果、適正であると判断する。しかしながら、今後、勤労人口減少時代がさらに進み、検査内容や書類の有効性や合理性が、さらに問われることになると予想される。工事記録写真については、今後はデジタル看板のより積極的な導入とともに、主要な情報はデジタル看板にのみ記載される方向に移行されることが望ましい。

5 設計変更

(1) 設計変更の内容と手続

工期変更や設計変更の理由と内容は明確か、時期は妥当か、また、その手続は適正に行われているか、原設計に不備がなかったかを、経済性及び効率性の観点から調査した結果、適正であると判断される。

6 現地調査

(1) 必要な標識等の掲示

必要な標識等が掲示されているかを、合規性の観点から調査した結果、適正であると判断する。

(2) 仕上がり

電気設備工事、機械設備工事共に現地工事進捗率が令和5年10月末時点で35～36%であるため、現地搬入されていない設備機器が多くある。電気設備では、受変電設備の固定部、盤内配置、変圧器、盤扉の接地を確認し、機械設備では、受水槽、消火用ポンプ、空調設備、換気設備、配管の設置状況、貫通部を確認し、建屋壁の貫通孔部（設備との取合部）と天井吊り金具の仕上がりを目視で確認した。良好な出来栄えと仕上がりであると判断する。

※ 指摘事項の区分について

建築部門

[改善・指摘] . . . 最も重要。改善、修復、明記等が特に必要であるもの。

[留意・指導] . . . 重要。留意、注意等が必要であるもの。

[意見] 検討、点検、確認等が必要であるもの。

設備部門

【改善】 最も重要。早急に改善措置を図る必要があるもの。

【留意】 重要。改善措置を図る必要があるもの、今後に向けて留意すべきもの。

【注意】 比較的軽易なもので、事務の効率化、合理化に資するため、参考として述べるもの。